

二地域居住実践者インタビュー記事等作成業務委託 仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上契約を締結する。

1 委託業務名

二地域居住実践者インタビュー記事等作成業務委託

2 業務目的

国土交通省のアンケート*によると、全国の18歳以上のうち、約6.7%（約701万人）が、二地域居住などを実践していると推計されているほか、二地域居住を実践していない人の約3割が二地域居住に関心があるなど、いきなり移住するのではなく、「まずは関わることから始めたい」という形での地域への参加ニーズが高まっている。

本県は豊かな自然と都心からのアクセスの良さを兼ね備えており、多様な働き方や暮らし方ができる、二地域居住に適した立地にある。

本業務では、本県での二地域居住に興味・関心のある方等に対し、二地域居住の事例紹介等を発信することで、本県への二地域居住等の促進を図る。

*国土交通省「二地域居住に関するアンケート」（令和4年8月31日～9月12日）

3 委託期間

契約締結日から令和8年9月18日までとする。

4 委託業務の内容

（1）二地域居住実践者へのインタビュー記事作成

本県において、二地域居住を実践している方等へのインタビュー記事を作成する。インタビュー対象者（以下、「対象者」という）の選定・取材・写真撮影、原稿データ（電子）の作成、編集、校正等に係る業務を委託する。

なお、業務の実施に当たっては以下の事項を踏まえるものとする。

ア インタビュー記事の内容について

本県で二地域居住に興味・関心のある方やこれまで移住にハードルを感じている方が二地域居住のメリットや実践者による事例紹介（インタビュー記事）をとおして、本県の魅力を分かりやすく伝えることができる内容とする。

イ 対象者について

- ・ 対象者は受託者が提案し、委託者と協議の上決定する。

- ・ 対象者は3者以上とする。
 - ・ 対象者のうち、2者以上は二地域居住実践中の者とする。
 - ・ 対象者のうち、1者は過去に二地域居住を実践し、現在は本県に移住している者も可とする。
 - ・ 対象者の居住拠点や年代等に偏りがないようにすること。
- (2) 移住リーフレット（以下「リーフレット」という）のデザイン案の作成
リーフレットのデザイン、原稿データ（電子）の作成、編集、校正等に
係る業務を委託する。なお、業務の実施に当たっては以下の事項を踏まえる
ものとする。

ア リーフレットのターゲットについて

本県への移住希望者だけでなく、具体的な移住先が決まっていない又は本県をよく知らない移住検討者（特に都内在住の20代から40代の子育て世代）をターゲットとし、移住先としての本県の魅力を分かりやすく発信することができる内容とすること。

イ リーフレットの内容について

以下の項目を含むこととし、最終的な構成内容については、県と協議の上決定するものとする。

- ・ 本県の基本情報（数値等のデータや地図等のイラストを含む。）
- ・ 本県の魅力（「交通利便性の高さ」「自然の豊かさ」「災害への強さ」「歴史・文化・スポーツの豊富さ」ほか、「観光」「食」「子育て」「遊び」「教育」「仕事」に関することなど）
- ・ 「住むなら埼玉」移住・定住ポータルサイトの紹介
（※URL：<https://sumunara-saitama.pref.saitama.lg.jp/>）
- ・ 本県における二地域居住のメリット等の紹介

5 リーフレットの仕様

規 格 : A3判見開き・両面印刷

ページ数 : 両面刷り

色 数 : 4色印刷（フルカラー）

※本業務では印刷を行わないため、データの納品とする。

ただし、印刷用の編集可能な拡張子で納品すること

6 成果物・納期限・納品場所

(1) 成果物（二地域居住実践者へのインタビュー記事）

- ・ 二地域居住実践者へのインタビュー記事（Wordスタイル）
- ・ 取材写真（jpeg形式）

(2) 成果物（移住リーフレット）

- ・ リーフレット電子版データ（PDF及びAI・入稿データ一式）

(3) 成果物（共通）

- ・ 当該業務において使用した画像データ等の素材（データをメール等にて納品）
 - ・ 完了報告書（打合せ記録一式を含む。）
- ※完了報告書は電子媒体（PDF）で提出すること。

(4) 納期限

- ・ 二地域居住実践者へのインタビュー記事作成：令和8年7月末
- ・ リーフレット：令和8年8月中旬

(5) 納品場所

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

7 その他

(1) 権利の帰属について

ア 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。

掲載する写真、イラスト、掲載文言についてはその権利関係含め、原則受託者で手配するものとする。なお、著作料が発生する場合は受託者が支払うこととし支払額は委託料に含める。

イ 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て委託者に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、委託者が成果物以外に使用する際には、委託者と受託者で協議・許諾等を要するものとする。

ウ 本件に使用する写真、映像、イラスト等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

エ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

オ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

(2) その他留意事項

ア 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を委託者に提出し委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- イ 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ウ 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- エ 委託者は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は契約の解除等ができるものとする。
- オ 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- カ 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- キ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は委託者と受託者が協議して決定するものとする。